

「高知県休業等要請協力金」に関する よくあるお問い合わせ（対象の可否について）

R2. 4. 30 時点

Q1 居酒屋（営業時間は午後5時から午後11時まで）を営んでいる。休業要請や営業時間短縮の協力要請が出される前から自主的に休業を行っているが、引き続き5月6日まで休業した場合は対象になるか。

感染拡大防止のために、4/24～5/6を含む期間に休業や営業時間の短縮を行っていた場合は、対象になります。

Q2 休業要請や営業時間短縮の協力要請の期間中（令和2年4月24日から5月6日まで）、全て休業又は営業時間の短縮を行っていないと、対象にならないか。

基本的には、休業要請又は営業時間短縮の協力要請の全ての期間中に、休業又は営業時間の短縮を行っていた場合が対象になります。

しかしながら、休業又は営業時間の短縮を行えなかったことについて、やむを得ない合理的な理由があると認められる場合（※）は、対象になる場合があります。

（※）例えば、4月24日は既に予約が入っており食材のキャンセルができなかったため、4月25日から営業時間の短縮を行っている場合

Q3 飲食店を営んでいるが、営業許可証がない。対象になるか。

飲食を提供する施設につきましては、飲食店の営業許可が必須であり、取得又は更新されていない店舗につきましては、対象になりません。

Q4 営業時間が平日は午後8時までだが、休日及び祝日は午後11時までの居酒屋を営んでいる。全ての日の営業時間を午後8時までに短縮し、酒類の提供を午後7時までとした場合は対象になるか。

対象になります。

Q5 営業時間が午前7時から午後7時までの喫茶店を経営している。この場合は対象になるか。

通常の営業終了時間が午後8時以前の事業者は、営業時間短縮の協力要請の対象事業者ではないため、協力金の対象になりません。

Q6 飲食店の営業時間は午後8時までだが、お酒の提供を午後7時までにした場合は対象になるか。

通常の営業終了時間が午後8時以前の事業者は、営業時間短縮の協力要請の対象とはならないため、酒類の提供を午後7時までとした場合でも協力金の対象になりません。

Q7 休業要請や営業時間短縮の協力要請の対象になっている複数の店舗を営している。全ての店舗で休業又は営業時間の短縮を行わないと、対象にならないのか。

この度の要請の趣旨をご理解いただき、対象になる全ての店舗の休業又は営業時間の短縮にご協力をお願いします。

Q8 県内に休業要請や営業時間短縮の協力要請の対象となっている店舗があるが、事業主の居住地と店舗の所在地の市町村が異なっている。事業主の住所は県外であるが、この場合は対象になるか。

県内に協力要請の対象となっている店舗があり、休業または営業時間短縮に協力いただければ、対象になります。

Q9 既に飲食店の営業許可を取得し、4月10日の開店（午後9時までの営業）に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染防止を考えて、まだ正式に開店していない。この場合は対象になるか。

4月22日時点で営業実態がある店舗を今回の支給の対象にしております。当初の予定で4月に開店する準備ができていたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛し、開店していないことが客観的に確認できれば対象になる場合があります。

※様々な場合があるかと思いますので、電話でお問い合わせください。

Q10 仕出しの店を営業している。月に何回かは同じ店舗で夜の宴会（午後10時まで）を請け負っているが、営業時間短縮の対象になるか。

飲食店の営業許可を取得して、宴会などの飲食提供を行っており、午後8時までの営業（かつ酒類の提供を午後7時以降は休止）にご協力いただければ、対象になります。

Q11 居酒屋（元の営業時間は午後5時から午後10時まで）を経営しているが、4月以降は一時的に店舗を閉めたうえで、料理のテイクアウトによる営業を行っている。この場合は対象になるか。

休業または営業時間短縮の協力要請の期間中に、居酒屋の店舗としては午後8時までの営業、かつ、酒類の提供を午後7時以降は休止していただければ、テイクアウトを午後8時以降も営業していた場合でも対象になります。

Q12 屋台（午後11時まで）を営業しており、営業時間を短縮した場合は対象になるか。

営業時間短縮の協力要請にご協力いただいた場合は対象になります。ただし、通常テイクアウトのみを営業している事業者については、協力要請の対象になっておりませんので、対象になりません。

Q13 スナック喫茶は対象になるか。

風営法第2条第1項第1号に該当しないのであれば、営業時間短縮の協力要請の対象になる飲食店となりますので、営業時間短縮にご協力いただいた場合は、対象になります。

Q14 フランチャイズの個人オーナーとして飲食店を経営しているが、この場合は対象になるか。

経営している店舗が、休業要請や営業時間短縮の協力要請の対象になっており、ご協力いただいた場合は対象になります。

Q15 飲食店を経営しているが、自身で店舗を構えずに、ショッピングモールにテナント入居している。この場合は対象になるか。

テナントに入居していても、経営している店舗が休業要請や営業時間短縮の協力要請の対象になっていれば、対象になります。

Q16 営業時間の短縮要請の対象となっている「宿泊施設内の宴会場など、飲食提供の場」とは、どのような場で、どのような場合に対象になるか。

宿泊施設の建物の中に入っている飲食店のほか、宿泊施設内の大広間や食堂などに不特定多数の宿泊客を集めて、飲食提供を行っている場合は、飲食提供の時間短縮や使用停止にご協力いただければ、対象になります。

ただし、宿泊客に対して、食材や調理場所の提供のみを行っている場合は対象になりません。

Q17 不定期に音楽イベントを開催しているスペースは対象になるか。

ライブハウスとして営業をされていれば、休業要請の対象になるため、休業にご協力いただければ対象になります。

ただし、貸しホールや貸しスペースを営んでおり、不定期に音楽イベントを開催している場合は対象になりません。

Q18 料理教室、カラオケ教室、音楽教室、ダンススタジオ、音楽スタジオは対象になるか。

これらは休業や営業時間短縮の要請の対象事業者ではないため、対象になりません。